

# 別棟等の取り扱い (R4/9/9 説明用)

	<p>A棟とB棟が用途上不可分の関係にあるものは、B棟も対象となる。</p> <p>1件として受付（受付番号は一つ）</p> <p>計算は別々</p> <p>※用途が倉庫、車庫などの居住の用を供しないものは対象外。</p>
<p>机上分筆できる場合</p>	<p>A棟とは別棟のB棟があるが、用途上可分となるもの（それぞれ水回り3点セットがあり独立して成り立つもの）は、接道が取れ机上分筆が可能な場合は、それぞれで受付することが可能。</p> <p>※接道が取れない場合は、A棟とB棟で一つの建物となるため1件で受付する。</p> <p>2件として受付可能（受付番号は二つ）</p> <p>計算も別々</p> <p>※用途が倉庫、車庫などの居住の用を供しないものは対象外。</p>
<p>1件として受付（受付番号は一つ）</p>	<p>A棟とB棟が、渡り廊下で繋がっている場合、A棟B棟は一つの建物であるため、付属のB棟に水回りが無い場合であっても対象となる。</p> <p>渡り廊下程度の間口の狭い接続であり、床面剛性が期待できないものは、A棟 B棟それぞれで診断をするが、1件で受付する。</p> <p>1件として受付（受付番号は一つ）</p> <p>計算は別々</p> <p>※用途が倉庫、車庫などの居住の用を供しないものは対象外。</p>